

議長

農業委員現在数13名、出席11名、欠席2名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和7年度第6回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第11番 石川委員さん、第13番 鈴木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

8月29日 青梅市農業振興対策審議会が市役所で行われ、加藤会長、久保田農政部会長にご出席をいただきました。9月5日 広報研究会がJA東京新宿ビルで行われ、鈴木委員さんにご出席をいただきました。9月8日 地域計画 協議の場の1回目が成木・沢井市民センターで行われ、加藤会長、高山委員さん、川口委員さん、天野委員さんにご出席をいただきました。9月10日 職代・部会長の研修会が調布の方で行われ、石川職務代理、森田部会長、久保田部会長にご出席をいただきました。9月25日 経営部会が市役所で行われ、加藤会長、石川職務代理、経営部会員の方たちにご出席をいただきました。

議長

以上で報告を終わります。次に日程4の議案審議に入ります。それでは初めに議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件を上程いたします。それでは、整理番号1番について、担当の私から説明を致します。

委員

議席番号1番 加藤です

整理番号1番について説明します。

9月16日 申請人、事務局1名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは家の前の一団の畑でして、南側方は、これからブロッコリーを植えるためにビニールシートをマルチしてありました。他には、スナップエンドウなど夏のやさいが残っていました。コキアもありました。

地番、地目畑、面積

ここも家の前の畑で西側になります。東京都の委託苗木が植えてあり、北側にはネギやナスが植えてありビニールハウスもありました。草もきれいにされていました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番、3番について野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号2番 野村です。

整理番号2番について説明します。

9月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は一団の畑で、梅の木60本、ブルーベリー約10本、その他に栗、柿、イチジクが数本ずつ植えられていました。空いている所に、大根、ナス、ミニトマト、サツマイモ、オクラ、ネギ、ショウガ、サトイモ等が栽培されていました。今年は梅の実を400キロ出荷されたそうです。サルが出るようになって、果実の被害を心配されていました。畑はきちんと管理されて問題はないと思いました。

整理番号3番について説明します。

9月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は家の隣にありまして、道沿いに紫陽花が植えられていました。柿が3本、ビワ2本、スモモ2本、グレープフルーツ1本と果樹が植えられ、ナス、ピーマンが少量植えられていました。空いているところもありましたが、大根の種まきを予定しているそうです。畑の一部にカヤがあったのですが、すべて刈ってもらうように注意しました。本人は高齢の為、息子が頼りだと言っていました。全体として問題はないように思われます。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号4番について説明します。

9月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここはリバーサイドに行く途中にあり、一団の畑になっています。ほとんどの所に柿が50本植えてあり、その下で、ナス、ゴーヤ、ハヤトウリ、花も少しありました。端の方ではワラビを専門でやっているそうです。多少草はありましたが、よく管理されていると思いました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号5番について久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号5番について説明します。

9月16日 申請者、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここにはナス、栗、大根、キュウリ、ブロッコリー、オクラ、落花生等が栽培されています。一部に雑草がありましたが、許容範囲と思われます。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の裏に接触したところがありまして、ここには梅が22本、これが大部分をしめていまして、柿が1本、2筆の境にはお茶の木が栽培されておりました。問題なく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号6番について石川委員さんの説明をお願いします。

委員

整理番号11番 石川です。

整理番号6番について説明します。

9月11日 申請人の息子さん立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は自宅の隣にある畑で、ビニールハウスが5棟建っています。ハウスの中は作物はあまりなかったのですが、冬から春にかけて植木の挿し木や野菜の苗を作っていくそうです。畑にはサトイモ、ショウガ、ナス、オクラや、ツバキ、ヤマボウシ、ヤマモミジ等が植えられていました。また植木の苗をポットで、マツ、シラカシ、モミジなどが作られていました。良好に管理されていることを確認しました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号7番、8番について影山委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 影山です。

整理番号7番について説明します。

9月18日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この土地は、大根、パッションフルーツ、ニラ等を栽培されていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は一団の畑で、ネギ、ニンジン、サトイモ、ジャガイモ等が植えてあり、一部のところは耕耘がしてあり大変きれいに管理されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆も一団の畑になっていまして、サツマイモ、ゴマ、カボチャ、終わってしまいましたがトマト、ミョウガ、一部にお茶が植えてありました。全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号8番について説明します。

9月18日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

こちらは一団の畑になっていまして、白菜、ホウレン草が植えてありました。

地番、地目畑、面積

こちらにはナスが植えてありました。

委員

地番、地目畑、面積

こちらはトマト、キュウリが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここにはブドウ、梅の木が植えてありました。一部は耕耘されていまして、全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手10名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」2件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の

さんから譲受人の

さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月19日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

整理番号2番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月19日に川口委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

整理番号3番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

整理番号4番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に整理番号1番から4番について、川口委員さんからの補足説明はなにかござ

いますか。

委員

推進委員 川口です。

9月19日 事務局と1番と2番については譲受人と現地調査を行いました。

整理番号1番ですが、地番が一つの畑で、他の8筆は一団の畑です。地番は斜面になっていて、譲渡人が病気の為しばらくやっていなくて、草が繁茂している状態なのですが、周りに何本か栗が植えてありました。譲受人の さんが徐々に草を片付けて、ビニールハウスを3棟建てたいということです。まずは1棟建ててイチゴ栽培をやる予定だそうです。現在は立川で相対で農地を借りまして、いちごをやっているそうです。

地番から地番は一団の畑なのですが、全体がワラビで覆われまして、周りに栗が植えられております。当人はワラビはそのまま使って収穫して、残りの栗とブルーベリーを十数本植えていこうかなという考えらしいです。畑としては雑草を除けば普通に使える状態です。よろしくご審議お願いします。

整理番号2番ですが、地番から地番の3筆がジャガイモをやっていて、今は収穫した後で何もありません。耕耘はしてありました。地番から地番は8筆で一団の畑で、春にサツマイモ、トウモロコシを植えたのですが、鹿で全滅されて雑草が生い茂った状態なのですが仕方がないかなという感じです。

整理番号3番ですが、地番から地番が一団の畑で、現在はブルーベリーが100本くらい植わっていて、防草シートがブルーベリーの間に張ってあり、その間から草が出てしまっている状態です。管理人が一人いて、当日も草を取っていました。

整理番号4番の地番にはブルーベリーが50本くらい植わってまして、地番は雑草がありこれから手を付けるそうです。 病院の患者さんを外に連れ出して、仕事をさせるのも治療の一種みたいで、そのために収穫物は病院の中でみんなで分けているそうです。以上です。よろしくご審議お願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手10名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条に規定による許可申請について(移転)」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和7年1月7日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月11日に石川委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 1 1 番 石川です。

整理番号 1 番について補足説明ですが、現地調査の時は本人は立ち会えなかったのですが、本人から話を聞きました。地番と地番は、耕耘はされていて作付けされていなかったのですが、これから冬野菜の白菜、ホウレン草、ネギ、ブロッコリーなどを作付けしていく予定だそうです。

地番と地番は自宅前の畑でビニールハウスが 1 棟あり、そこにはパンジー 1 万本がポットに植え付けてあります。育苗トレイにはタマネギの種が植えてありました。露地にはキャベツが植え付けてありました。細かい草が一面に生えていたのですが、種まきが終わったら草退治をすると言っていました。なにぶん さんが色々な役をもっていて、消防でも副団長をやっている、農協でも平日出ることがあり、畑を見て回れない時期もあるのですが、そこは兄弟が手伝いにきてやっているのを見ています。うちの隣の家なので、よく作業をやっているのを見ています。問題はないと思われまますのでよろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手 10 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 4 号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認につ

議長

いて」2件を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは御説明いたします。

お配りしております議案4号別紙1をご覧ください。

整理番号1番

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）

次に議案第4号別紙2を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、駐車場、倉庫、作業場として利用をされておりました。

次に議案第4号別紙3を御覧ください。

こちらは、平成9年（1997年）の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、9月19日に宿谷委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番について、宿谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 宿谷です。

事務局からの説明の通りです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手10名により、可決されました。

よって議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。

契約期間は2025年11月1日から2035年10月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、築地さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであ

り、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、6月11日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

議長

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号11番 石川です。

この畑で今後、小麦、トウモロコシ、ミニ白菜、キャベツを作っていくそうです。地図の右斜め上の畑が さんの借りている畑でして、効率よく作業していき

委員

たいと言っていました。以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 10 名]

議長

挙手10名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、6件で1ページに記載された通りです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、13件で3～7ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時15分から開会いたします。